

「長岡市、内閣府地方創生推進事務局及び国立大学法人
東京大学連携研究機構不動産イノベーション研究センターの
研究連携協力に関する協定書」について

令和4年3月30日

1. 本協定のコンセプト

「イノベーション地区」とは何を目指すものか：新しい地域活性化モデルの構築

イノベーションの創発

- ・研究機関・大学との連携
- ・スタートアップ支援
- ・VC等資金支援



出典：Pandolf他(2011)

居心地が良く開かれたまちづくり

【「場」と「空間」の工夫】

- ・ウォーカブルなまちなか空間
- ・カフェ・レストラン・バー
- ・オフィス・住宅の混在

多様な人々が集まり、交流することで新たな価値を創出



出典：PPSウェブサイト

デジタルとリアルの融合

欧米等諸外国における「イノベーション地区」モデルの進展

我が国における「イノベーション地区」モデルの展開

居心地の良いまちが多様なイノベーターを引き付け、交流を起こし、イノベーションや「しごと」を生み出す循環構造の実現

イノベーターが「場の力」で化学反応
「場の力」がイノベーター達によりさらに増進

モデル都市・新潟県長岡市における
「イノベーション創発」と「居心地のよいまちづくり」の融合モデルの構築・
3D展開

2. 協定の内容

(目的)

第1条 長岡市、内閣府地方創生推進事務局（内閣府地創）及び国立大学法人東京大学連携研究機構不動産イノベーション研究センター（東大CREI）は、

**我が国における初の「イノベーション地区」創設を目指し、
デジタル技術の活用やウォーカブルなまちなかの実現等、
イノベーションが生まれる都市（まち）の条件について**

長岡市をモデルに継続的に評価・検証を行うため、次の条項に従い協定（以下「本協定」という。）を締結する。

(定義)

第2条 本協定において、「イノベーション地区」とは、

**大学・研究機関、インキュベーション施設、ベンチャー企業、
事業創発・発展を促進する企業・団体等が効果的に連携・集積している地域**

であって、

**物理的にコンパクトで交通の便がよく、ネット環境が整備され、
住宅・オフィス・小売店・飲食店等が混在している地区**

を指すものとする。

(研究連携協力事項)

第3条 長岡市、内閣府地創及び東大CREIは、以下の各号に基づき長岡市域をフィールドとした調査・研究と内閣府地創及び東大CREIによる分析・助言について連携協力する。

- (1) 「**イノベーション地区**」の形成及びそれを核とした「**イノベーション都市**」のあり方の検討
- (2) **ウォークアブルなまちなか、アメニティのあり方、リノベーションまちづくり等**の検討
- (3) 長岡市域における**魅力の発見・発信とイノベーション地区との連携**
- (4) イノベーション地区を核とした**イノベーション推進組織のあり方・設置**の検討
- (5) **リアルとデジタルが融合することによる効果の分析・検討**
- (6) その他長岡市、内閣府地創及び東大CREIが合意し、定める事項

(役割分担)

第4条 本協定に基づく連携協力においては、以下の各号の役割分担を基本とする。

(1) 長岡市：長岡市域の**中心市街地活性化及び地方創生施策**に関する調査・検討、
市内学術研究機関との連携等

(2) 内閣府地創：**全国的観点から見た助言、横展開等**

(3) 東大CREI：**データ分析、海外との連携**、不動産事業者に対する助言等

2 前項の役割分担については、必要に応じて長岡市、内閣府地創及び東大CREIで合議を行い、追加及び変更を行うものとする。

(協力機関)

第8条 本協定の推進を支援するとともに、研究成果の活用を行うための**協力機関は、本協定締結当初においては、独立行政法人都市再生機構**とする。

2 当該協力機関の変更又は追加については、関係機関と長岡市、内閣府地創及び東大CREIとの間で合議して決定する。

(その他雑則)